

○財務省告示第二百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年九月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

一 名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百五十一回）
二 発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法	札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）は、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）は、価格競争入札と同時に発行される入札

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 であ
入 場 も 加 、 た 価 国 定 特 であ
札 特 の 者 、 後 格 債 め 別 参 っ
発 別 に 者 財 行 格 市 る 参 加
行 参 による にと 務 入 争 入 者 加
「 加 行 行 大臣 が 札 入 札 者 者
と 者 行 行 各 入 札 の 行 行 行
い 第 一 限 国 募 入 入 者 行 行
う 二 下 額 債 入 札 者 行 行 行
。」 非 一 を 市 場 特 であ 及
格 価 国 債 債 債 債 債 債 債 債
競 債 債 債 債 債 債 債 債

ハ ロ

札 非
発 競
行 争
入

各 申 込 みのうち 応募 額を 価格の 高い
も の から その 応募 額を 順次 割り
当 て る 。 応募 額を 案分 により
各 申 込 みの 応募 額を 案分 により
割 り 当 て る 。 応募 額を 案分 により
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
募 限 度 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申
込 みの 応募 額を 割り 当 て る 。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

億 額
円 面
金 額
で 一
兆 七
千 八
百 二
十 二

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

九 振替単位

十 一 発行行日

発行行日
格
額
十
六
銭
以
上
の
円
に
つ
き
九
十
九
円
八
拾
八

非競争入札
格
額
十
七
銭
百
円
に
つ
き
九
十
九
円
八

十 三 二
の
経
過
利
子
率
の
払
込
み

年
一
パ
ー
セ
ン
ト
の
決
定
額
に
加
え
、
受
け
取
り
の
金
額
を
第
二
十
号
の
規
定
す
る
期
日
に
払
込
む
も
の
と
す

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{365} \times$$

平
成
三
十
年
十
二
月
十
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
、
支
払
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
利息
償還期限
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

平成四十年六月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成三十年九月六日